

大阪市立南住吉小学校 「いじめ防止基本方針」

平成26年5月23日
(改訂) 令和4年4月11日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

- ・いじめは人間として絶対に許されないこと
- ・いじめは被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめは学校の在り方が問われる問題であること
- ・いじめは学校、家庭、地域などすべての関係者が一体となって取り組むべき問題であること

2. 本校の基本方針

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと「心豊かで、自ら進んで学び、たくましく生きる子ども」の育成のために「南住吉小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先で取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針を以下、3点あげる。

- ① 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校づくり」を推進するとともに「いじめゼロ」をいじめ防止のスローガンに掲げ、児童・教職員・保護者・地域が一体となり、いじめ防止に努める。
- ② 全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見・早期対応等、いじめ防止に努める。特に、早期発見については、児童の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しない。
- ③ 学級・学年等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、児童一人ひとりの自己有用感・自己存在感の涵養に努める。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆（仲間）づくりをキーワードとして、児童一人ひとりが規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように努め、集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。
- ② 教職員が児童一人ひとりに愛情をもち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動に努める。
- ③ 教職員が授業を公開したり、互いの授業を見学し合ったりする等して、わかる授業づくりに努めるとともに、すべての児童が参加・活躍できるよう授業の工夫・改善を図る。

(2) 自己有用感を高める

- ① 互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるために、学校・学年行事、授業や学級活動等の充実を図り、児童たちに充実感、達成感、自己存在感を与える。
- ② 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、違いを認め合う集団づくりを推進する。
- ③ 児童への温かい声かけを通じて、児童の「認められた」という自己有用感や自己肯定感を育んでいく。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 道徳教育の充実を図り、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめを未然に防止する。また、「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育んでいく。
- ② 人権教育の充実を図り、児童たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育んでいく。
- ③ いじめ問題を常に学級及び学年、学校全体の問題として考え、はやし立てたり、見てみぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることであるととともに、いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であるということを理解させる。
- ④ 携帯電話・スマートフォン・パソコンの使用等の情報モラル教育の充実を図り、児童への指導および保護者への啓発活動を行う。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、児童と共に過ごす機会を積極的に設け、児童の様子に目を配るとともに、学級担任だけではなく、教職員全員が互いに気になる状況があれば些細なことでも必ず情報交換を行う。
- ② 日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、遊びやふざけのように見えるものでも気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していく。
- ③ 定期的にアンケート調査および教育相談を実施する。
- ④ 担任に関わらず、話しやすい教職員なら誰でもよい等の校内相談体制だけではなく、外部相談窓口についても広く周知し、相談しやすい環境を整備するとともに、スクールカウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
- ⑤ 保護者と連携して児童を見守るために日頃から児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について保護者への連絡を密にする。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生活指導担当等に報告し、いじめ防止等のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴きとり、いじめの事実の確認を行う。更には全教職員にも連絡し共通理解を図る。
- ② いじめを受けた児童には、事実確認を行うとともに、まず、今のつらい気持ちを十分に受け止め、共感することで心の安定を図る。また、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」「必ず解決できるという希望を持つこと」を伝える。

- ③ いじめた児童には、いじめた気持ちや状況等について十分聞き取りを行い、児童の背景にも目を向け指導する。また、心理的な孤立感・疎外感を与えないようにする等、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる児童の気持ちを考えさせ、自分の行動の重大さを認識させる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察と相談し対応方針を検討する。尚、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に連絡し適切な援助を求める。
- ⑤ いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童とその保護者に対する支援や、いじめた児童の保護者に対する助言を行う。
- ⑥ ネット上の不適切な書き込み等のいじめについては、まず学校として問題の個所を確認するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取りなどの調査や児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。また、書き込みの削除等必要に応じ、『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 組織名

「いじめ対策委員会」

② 構成メンバー

◎校長、教頭、生活指導部長、学年主任、同和教育主担、養護教諭

※事案に応じて、担任あるいは首席、教務主任等関係教職員や SC・SSW を加える。

③ 役割

- ・いじめ防止基本方針の策定
- ・年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・校内研修会の実施
- ・いじめの未然防止

いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有

- ・いじめの対応

いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

④ 年間計画

【委員会の開催時期】

第1回	4月	年間計画の確認
第2回	7月	いじめアンケート分析
第3回	12月	いじめアンケート分析
第4回	3月	いじめアンケート分析、年間計画の検証と作成

【調査等】

ア) 児童対象いじめアンケート調査 年3回(6月・11月・2月)

イ) 教育相談を通じた担任による児童からの聞き取り調査

年2回(6月・11月)

【研修会】

児童(生活)指導研修会

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① 学校ホームページ、学校便り、学年通信、学級通信等を通じた情報提供に努めるとともに、学期末懇談会や学級・学年懇談会などあらゆる機会を活用し、保護者への啓発活動に努める。

② 学校協議会への情報提供に努めるとともに、警察等関係諸機関との連携を十分に深めておく。

(3) 取り組み内容の把握と検証(PDCA)

いじめ対策委員会は、上記のように年4回の会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対応のケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直しを行う。また、保護者への学校評価アンケートを行い、いじめ問題の取り組みについての自己評価を行う。

7. 重大事態案への対処

<基本姿勢>

児童の生命、心身または財産に重大な被害があり、または相当期間に渡り被害児童が欠席を余儀なくされたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続したりしているなどの重大事態の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応する。

① 速やかに教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

② 被害児童について、いじめの解決が困難な場合、または解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害児童の今後について教育委員会と協議する。

- ③ 加害児童について、改善がのぞめず被害児童の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害児童の今後について教育委員会と協議する。

※いじめ発見の際の流れ

